

## 「子どもの医療費助成等を実施している市町村への 国保の国庫負担金の減額調整措置の廃止について」

全国市長会：東京都三鷹市

### ○子ども子育て支援には「妊娠期からの切れ目ない多領域の環境整備」が必要

安心して子どもを産み育てられる環境形成のためには、母子保健、医療費助成、多様な子育て支援施設の整備・提供、放課後児童対策など、「妊娠期からの切れ目ない多領域の環境整備（施設や人財等）」が必須である。

子ども子育て支援新制度の中でも「子育て世代包括支援センター」構想が提起され、今後はマイナンバー制度が始まることによる「電子母子手帳」構想の検討が実現性を増すなどの状況下においては、「妊娠期からの切れ目のない支援」の環境整備がどのような財源・制度設計のもとで行われるべきかについての議論はきわめて有意義であり、市という基礎自治体の立場からいくつかの論点を提起したい。

### ○子ども子育て支援施策のナショナルミニマムとして乳幼児医療の位置づけ

子育て支援の在り方は地域の実情に応じて地域ごとに特色があってもよいと思われるが、地域特性によって異なる形態が求められる保育サービスなどと違い、子どもが医療にかかる必要性及び必要な治療はどこに住んでいても同一であるはずである。ところが現状では、全国の市町村における乳幼児等医療費援助の実施状況は対象年齢、所得制限、一部負担等一律ではなく「ナショナルミニマム」にはなっていない。しかも最近の傾向として、医療費助成制度については、少子化対策の一環として認識されていることから、制度の拡充が自治体間競争の色合いを増している。

しかしながら、医療費助成については自治体間で競争がなされる政策ではなく、せめて小学校入学前児童については、全国一律の制度としてどこに住居していても同じであるべきと考えられる。事実、これまでの実践から、所得制限の撤廃は、核家族化が進行し、孤立しがちな母親にとって、安心して医療にかかれるので、子育ての大きな支援となっている。

ただし、無償化による過剰受診を懸念する声もあり、それを防ぐという論点については、先に述べた地域保健・医療機関等と連携した妊娠期からの切れ目ない支援体制の環境整備によって地域の子育て力の向上を図ることや、適正受診についての普及啓発等により対応可能と考えられる。ただし、財源の確保状況によっては、高額所得者に対するサービスの在り方を考慮すると、一部自己負担についても検討課題となる。たとえば、老人医療保険制度改革において一定の方向性が示されているような検討も必要と思われる。

### ○三鷹市の事例からの考察

三鷹市の子どもの医療費助成の現状によると、乳幼児の医療費助成制度については、受診率の高さと若い子育て世帯の経済的負担を考慮し所得制限の撤廃による完全無料化（所得制限を超える乳幼児への市の単独助成）に踏み切った（資料1の1の(1)及び資料4参照）

しかしながら、義務教育就学児医療費助成制度については、乳幼児医療費助成制度も含め、東京都の補助制度を活用して事業を実施しており、東京都の基準どおり、所得制限と一部負担金を設けている（※資料1の1の(2)及び資料4参照）。

そこで、制度の拡充と東京都における統一的な運用の確立を、市長会を通じて東京都に強く働きかけている。

また、地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分についてはその性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整(※資料1の2の(2)参照)が行われている。

これについては、「国の重点施策でもある子育て支援に取り組んでいる自治体へのペナルティーはおかしい」などの意見が多く、減額措置の見直しについての要望が市町村から上がっている。

三鷹市としては、自治体間競争ではなくナショナルミニマムとする方向性を強調する立場から、多摩26市で最後に乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃したところであり、医療費助成制度は社会保障制度の一環として、ナショナルミニマムを基本とした国の制度設計に基づき実施されるべきものとする。

## ○全国市長会の報告と今後の方向性

清原三鷹市長が昨年1月まで座長代理を務めていた全国市長会の政策推進委員会である「少子化対策・子育て支援に関する研究会」でもナショナルミニマムとすべきとの考えを述べ、研究会の総意となり、報告書「人口減少に立ち向かう都市自治体と国の支援のあり方」において「ナショナルミニマムとしての医療・教育の提供」の中で「全国一律の国による医療費保障」が重要であるとしているが、国は、健康保険法の規定からもわかるように、乳幼児については2割、小学生以上は3割の自己負担がナショナルミニマムであるとの姿勢を崩していない。

子どもに係る医療費の自己負担割合の見直しについては、国保負担金だけの問題ではなく、医療保険制度全体の財源も含め影響が大きく、簡単ではないと思われるが、まずは、国保負担金の減額措置の見直しについて実施すべきである。それにより生み出される財源によって地域保健・医療等の相談体制の構築に必要な人財の確保等に充てることができる。

そしてさらに、根本的な見直しの議論の中では、国の医療保険制度改革としてだけではなく、子ども・子育て支援給付としての医療費助成制度の創設も検討すべき課題になってくるものとする。

### [参考]

#### ◇平成27年2月12日 国保基盤強化協議会「国民健康保険の見直しについて(抜粋)」より

##### 4. 今後、更に検討を進めるべき事項

高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

#### ◇平成27年6月全国市長会「国民健康保険制度等に関する重点提言(抜粋)」より

##### 2. 国民健康保険制度について

(2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること

#### ◇平成28年度東京都市長会厚生部会「東京都予算編成に対する要望事項(抜粋)」より

##### 要望事項4 子育て環境の充実

## 1 都から国への働きかけについて

(2) 国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。

## 2 都の支援・財政措置について

(5) 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度について、区部が所得制限を撤廃している状況に対して、市部では義務教育就学児医療費助成制度において20市が所得制限を設けており、同じ都民でありながら、地域間格差が生じている。この事実を鑑み、東京都に暮らす子どもに等しく福祉が行き渡るよう、都制度による所得制限の撤廃及び補助率の引き上げ等を検討すること。

## 乳幼児等医療制度実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額の現状（概要）

## 0 三鷹市の市勢概要

## (1) 住民基本台帳人口

182,897人（平成28年1月1日現在）

## (2) 財政事情

地方交付税不交付団体

## 1 三鷹市の乳幼児医療制度の現状

## (1) 乳幼児医療助成事業（都基準対象の1/2の都補助金有）

① 助成基準～都基準＋市単独事業（所得制限を超える乳幼児への助成）

② 対象者～10,532人（うち国保対象者1,710人[16.2%]） ※平成27年3月末現在

③ 助成実績（平成26年度決算）

331,663,842円（207,057件）うち国保分52,365,245円32,417件

## (2) 義務教育就学児医療助成事業（1/2の都補助金有）

① 助成基準～都基準どおり（所得制限有 通院時の一部負担（1回200円）有）

② 対象者～8,753人（うち国保対象者1,799人[20.6%]） ※平成27年3月末現在

③ 助成実績（平成26年度決算）

213,367,130円（116,234件）うち国保分41,009,004円22,093件

## 2 三鷹市国民健康保険における公費負担減額の現状

## (1) 国民健康保険制度の公費負担

・ 国庫負担4.1%

療養給付費負担金（定率負担）3.2% 調整交付金9%（7%は普通調整交付金）

・ 都道府県負担9%（東京都：定率分8%・特別調整交付金等1%）

※ 国庫負担の普通調整交付金（7%分）については、所得水準等の基準で交付されるため三鷹市では不交付

## (2) 地方単独事業の実施による公費負担の調整

地方単独事業により一部負担金が軽減される場合の医療費の波及増分は、国庫の公平な配分の観点から減額調整を実施。（「療養給付費負担金」及び「普通調整交付金」を減額）

※三鷹市においては「療養給付費負担金」のみ減額

## (3) 平成26年度における影響額（減額された国庫負担額）

・ 乳幼児医療助成制度分 7,942,469円

・ 義務教育就学児医療助成制度分 3,437,775円

市区町村名		対象年齢		所得制限		一部負担	
		入 院	通 院	有	無	有	無
1	千代田区	18 歳年度末	18 歳年度末		○		○
2	中央区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
3	港区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
4	新宿区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
5	文京区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
6	台東区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
7	墨田区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
8	江東区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
9	品川区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
10	目黒区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
11	大田区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
12	世田谷区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
13	渋谷区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
14	中野区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
15	杉並区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
16	豊島区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
17	北区	18 歳年度末	15 歳年度末		○		○
18	荒川区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
19	板橋区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
20	練馬区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
21	足立区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
22	葛飾区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
23	江戸川区	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
24	八王子市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
25	立川市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
26	武蔵野市	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
27	三鷹市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
28	青梅市	15 歳年度末	15 歳年度末		○	○	
29	府中市	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
30	昭島市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
31	調布市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
32	町田市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
33	小金井市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
34	小平市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
35	日野市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
36	東村山市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
37	国分寺市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
38	国立市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
39	福生市	15 歳年度末	15 歳年度末		○	○	
40	狛江市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
41	東大和市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
42	清瀬市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
43	東久留米市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
44	武蔵村山市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
45	多摩市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
46	稲城市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
47	羽村市	15 歳年度末	15 歳年度末		○	○	
48	あきる野市	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
49	西東京市	15 歳年度末	15 歳年度末		○	○	
50	瑞穂町	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
51	日の出町	18 歳年度末	18 歳年度末		○		○
52	松原村	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
53	奥多摩町	18 歳年度末	18 歳年度末		○		○
54	大島町	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
55	利島村	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
56	新島村	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
57	神津島村	15 歳年度末	15 歳年度末	○			○
58	三宅村	15 歳年度末	15 歳年度末	○			○
59	御蔵島村	15 歳年度末	15 歳年度末		○		○
60	八丈町	15 歳年度末	15 歳年度末	○			○
61	青ヶ島村	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	
62	小笠原村	15 歳年度末	15 歳年度末	○		○	

## 東京都の乳幼児医療費助成制度の改正経過

年 月	事 項
平成 6 年 1 月	乳幼児医療費助成制度開始 (1) 対象者 3 歳未満の乳幼児 (2) 所得制限 児童手当制度（児童手当・特例給付）に準拠 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 2,376 千円 特例給付 4,530 千円 (3) 助成の範囲 医療保険の自己負担金 ※平成 5 年 12 月まで 18 区 6 市で単独実施→都補助事業開始により都内全域で実施
平成 6 年 10 月	健康保険法等の改正により入院時食事療養費が創設されたことに伴い、入院時食事療養費標準負担額を助成対象とした。
平成 7 年 10 月	児童手当制度の改正に準拠して、所得制限について、児童手当準拠額を引き上げ、特例給付準拠額を引き下げた。 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 2,386 千円 特例給付 4,178 千円
平成 10 年 10 月	対象年齢を 3 歳未満から 4 歳未満に拡大した。
平成 11 年 10 月	児童手当制度の改正に準拠して、所得制限（児童手当・特例給付）を引き上げた。 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 2,840 千円 特例給付 4,750 千円
平成 12 年 10 月	対象年齢を 4 歳未満から 5 歳未満に拡大した。 入院時食事療養標準負担額を対象者の負担とした。
平成 13 年 10 月	対象年齢を 5 歳未満から義務教育就学前に拡大した。 児童手当制度の改正に準拠して、所得制限（児童手当・特例給付）を引き上げた。 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 4,150 千円 特例給付 5,740 千円
平成 14 年 10 月	健康保険法等の改正により 3 歳未満の医療保険の自己負担が 3 割から 2 割に変更された。
平成 18 年 10 月	児童手当制度の改正に準拠して、所得制限（児童手当・特例給付）を引き上げた。 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 5,740 千円 特例給付 6,460 千円
平成 20 年 4 月	健康保険法等の改正により 3 歳から義務教育就学前の医療保険の自己負担が 3 割から 2 割に変更された。
平成 21 年 4 月	児童福祉法の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を制度の対象外とした。
平成 22 年 4 月	児童手当に代わり、所得制限のない「子ども手当」が実施されたが、引き続き児童手当制度の所得制限の基準に準拠した。
平成 24 年 4 月	「子ども手当」が廃止され、改正児童手当法による児童手当制度が開始された。同手当における所得制限が平成 24 年 6 月から適用された。
平成 24 年 10 月	児童手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き上げた。 （扶養親族 3 人の場合）児童手当 7,360 千円

## 東京都の義務教育就学児医療費助成制度の改正経過

年 月	事 項
平成19年10月	義務教育就学児医療費助成制度開始 (1) 対象者 小学校1年生から中学校3年生までの児童 (2) 所得制限 児童手当制度に準拠 (扶養親族3人の場合) 児童手当 5,740千円 特例給付 6,460千円 (3) 助成の範囲 医療保険の自己負担の3分の1
平成21年4月	児童福祉法の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を制度の対象外とした。
平成21年10月	<b>助成内容の拡大</b> (1) 入院については、医療保険の自己負担額を助成 (ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担) (2) 通院(調剤及び訪問看護を除く)については、医療保険の自己負担額から一部負担金(通院1回につき200円(上限額))を控除した額を助成
平成22年4月	児童手当に代わり、所得制限のない「子ども手当」が実施されたが、引き続き児童手当制度の所得制限の基準に準拠した。
平成24年4月	「子ども手当」が廃止され、改正児童手当法による児童手当制度が開始された。同手当における所得制限が平成24年6月から適用された。
平成24年10月	<b>児童手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き上げた。</b> (扶養親族3人の場合) 児童手当 7,360千円

## 1 三鷹市の子ども医療費助成事業

### ○助成対象者

三鷹市に住民登録がある0歳から中学3年生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)。ただし生活保護、ひとり親家庭等医療費助成等を受けている場合を除く

### ○助成の内容

健康保険各法に規定する療養に要した費用、医療保険各法に規定する保険の給付を控除した額(自己負担額)から下表の一部負担金を控除した額を助成

制度・対象者	助成内容	一部負担金・所得制限	助成の受け方
乳幼児医療費助成制度 【マル乳】 市内在住の乳幼児 (小学校入学前の子ども)	保険適用医療費にかかる自己負担額(医療費の2割)を全額助成	一部負担金なし  所得制限なし(H23.10月から所得制限を撤廃) ※東京都の制度としては児童手当に準拠した所得制限がある。制限額を超えている部分については、市の単独事業。	東京都内医療機関現物給付  東京都外受診や受給者証を提示できなかった場合は償還払(市の窓口での払い戻し手続き)
義務教育就学児医療費助成制度 【マル子】 市内在住の義務教育就学児(小学生と中学生)	保険適用医療費にかかる自己負担額(医療費の3割)について、通院1回あたり200円を除いた額を助成 ※入院の場合は全額助成 ※通院に伴う調剤は全額助成	通院1回あたり200円 その他なし  所得制限あり 児童手当と同じ所得制限 [所得制限] 扶養親族等の人数0人、所得制限額622万円、 年収ベース833.3万円 扶養親族等の人数1人、所得制限額660万円、 年収ベース875.6万円 扶養親族等の人数2人、所得制限額698万円、 年収ベース917.8万円	



## 2 三鷹市と東京都医療費助成事業

三鷹市と東京都医療費助成制度比較				
通院・入院				
高3				高3
中3	都 26年度 8,753人			中3
小6				小6 マル子 通院負担 1回200円
就学前	都 26年度 8,717人	市 26年度 1,815人		就学前
3歳未満				3歳未満 マル乳 通院負担 なし
0歳				0歳
	児童手当受給者 (所得制限あり)	児童手当非受給者 (所得制限なし)		

## 【H26 マル乳決算】

[受給者数(3/31)] 受給者数 10,532人

内訳 都補助分 受給者 8,717人

市単独分 受給者 1,815人

## [歳入]

都補助金 158,721,000円

内訳 事業費分 140,257,000円 A(42.3%)

事務費分 18,464,000円

## [歳出]

医療費助成金(扶) 331,663,842円 B

内訳 都補助分 280,514,191円

市単独分 51,149,651円

差引一般財源(B-A) 191,406,842円(57.7%)

## 【H26 マル子決算】

[受給者数(3/31)] 受給者数 8,753人

## [歳入]

都補助金 120,180,000円

内訳 事業費分 106,662,000円 A(50.0%)

事務費分 13,518,000円

## [歳出]

医療費助成金(扶) 213,367,130円 B

差引一般財源(B-A) 106,705,130円(50.0%)

資料5

三鷹市子ども医療費助成 件数・助成額の推移

2016年1月27日

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
対象児童数(人)	9,770	9,226	10,036	10,174	10,123	10,532
受診件数(件)	171,114	185,224	191,341	205,821	203,011	207,057
対象児童数(人)	7,167	7,181	7,494	9,019	8,702	8,753
受診件数(件)	70,355	83,547	95,835	101,506	113,536	116,234
対象児童数(人)	16,937	16,407	17,530	19,193	18,825	19,285
受診件数(件)	241,469	268,771	287,176	307,327	316,547	323,291
区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
マルル乳	271,952,487	295,866,921	302,189,730	324,547,821	315,476,815	331,663,842
マルル子	74,138,413	141,779,787	169,522,726	182,617,706	203,079,953	213,367,130
計	346,090,900	437,646,708	471,712,456	507,165,527	518,556,768	545,030,972

特記事項

・マルル乳 平成23年10月から所得制限撤廃

・マルル子 平成21年10月から入院は無料・通院は1回200円(それまでは自己負担分3割のうち1割を助成)  
平成24年10月から所得制限を緩和(児童手当の所得制限に揃える)